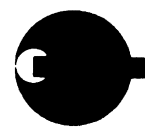


発行定日 毎週火曜日及び金曜日



奈良県公報



平城遷都
1300年
記念事業

目次

ページ

○土砂災害警戒区域の指定(砂防課)	一	○監査結果公告	三
○右同	二	○奈良県労働委員会あつせん員候補者一四	一四
○開発行為に関する工事の完了(建築課)	三	○奈良県労働委員会あつせん員候補者一四	一四
○監査委員公告	三	○奈良県労働委員会あつせん員候補者一四	一四

告示

奈良県告示第二百六十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六條第一項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成十九年十一月六日

奈良県知事 荒井正吾

区域の名称	区域	縦覧場所
下北山村浦向(〇〇一)急傾斜地崩壊警戒区域	下北山村浦向(〇〇一)急傾斜地崩壊警戒区域	奈良県吉野土木事務所
下北山村浦向(〇〇二)急傾斜地崩壊警戒区域	下北山村浦向(〇〇二)急傾斜地崩壊警戒区域	奈良県吉野土木事務所
下北山村浦向(〇〇三)急傾斜地崩壊警戒区域	下北山村浦向(〇〇三)急傾斜地崩壊警戒区域	奈良県吉野土木事務所
下北山村浦向(〇〇四)急傾斜地崩壊警戒区域	下北山村浦向(〇〇四)急傾斜地崩壊警戒区域	奈良県吉野土木事務所
下北山村浦向(〇〇五)急傾斜地崩壊警戒区域	下北山村浦向(〇〇五)急傾斜地崩壊警戒区域	奈良県吉野土木事務所
下北山村浦向(〇〇六)急傾斜地崩壊警戒区域	下北山村浦向(〇〇六)急傾斜地崩壊警戒区域	奈良県吉野土木事務所
下北山村浦向(〇〇七)急傾斜地崩壊警戒区域	下北山村浦向(〇〇七)急傾斜地崩壊警戒区域	奈良県吉野土木事務所
下北山村浦向(〇〇八)急傾斜地崩壊警戒区域	下北山村浦向(〇〇八)急傾斜地崩壊警戒区域	奈良県吉野土木事務所
下北山村浦向(〇〇九)急傾斜地崩壊警戒区域	下北山村浦向(〇〇九)急傾斜地崩壊警戒区域	奈良県吉野土木事務所
下北山村浦向(〇一〇)急傾斜地崩壊警戒区域	下北山村浦向(〇一〇)急傾斜地崩壊警戒区域	奈良県吉野土木事務所
上北山村河合(〇〇一)急傾斜地崩壊警戒区域	上北山村河合(〇〇一)急傾斜地崩壊警戒区域	奈良県吉野土木事務所

<p>下北山村浦向(〇〇五) 土石流警戒区域</p> <p>次の平面図のとおり</p> <p>奈良県吉野土木事務所及び下北山村役場産業建設課</p>	<p>上北山村河合(〇〇一) 土石流警戒区域</p> <p>次の平面図のとおり</p> <p>奈良県吉野土木事務所及び上北山村役場建設産業課</p>	<p>上北山村河合(〇〇二) 土石流警戒区域</p> <p>次の平面図のとおり</p> <p>奈良県吉野土木事務所及び上北山村役場建設産業課</p>	<p>上北山村河合(〇〇三) 土石流警戒区域</p> <p>次の平面図のとおり</p> <p>奈良県吉野土木事務所及び上北山村役場建設産業課</p>	<p>上北山村河合(〇〇四) 土石流警戒区域</p> <p>次の平面図のとおり</p> <p>奈良県吉野土木事務所及び上北山村役場建設産業課</p>	<p>上北山村白川(〇〇一) 土石流警戒区域</p> <p>次の平面図のとおり</p> <p>奈良県吉野土木事務所及び上北山村役場建設産業課</p>	<p>上北山村白川(〇〇二) 土石流警戒区域</p> <p>次の平面図のとおり</p> <p>奈良県吉野土木事務所及び上北山村役場建設産業課</p>			
<table border="1"> <tr> <td>上北山村西原(〇〇五) 土石流警戒区域</td> <td>次の平面図のとおり</td> <td>奈良県吉野土木事務所及び上北山村役場建設産業課</td> </tr> </table>							上北山村西原(〇〇五) 土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所及び上北山村役場建設産業課
上北山村西原(〇〇五) 土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所及び上北山村役場建設産業課							
<p>「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県土木部砂防課及び表の縦覧場所に備置して一般の縦覧に供する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: fit-content; margin: 0 auto;">公 告</div> <p>都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。</p> <p>なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。</p> <p>平成十九年十一月六日</p> <p style="text-align: right;">奈良県知事 荒井正吾</p>									
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">監査委員公告</div> <p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づき、監査請求について、同条第4項の規定により、監査を行い、その結果を平成19年10月26日に請求人に対し通知したので、これを公表します。</p> <p>平成19年11月6日</p> <p style="text-align: right;">奈良県監査委員 谷川正嗣 奈良県監査委員 南田昭典</p>									
<p>第1 監査の請求</p> <p>1 請求人 住所 奈良市山腰町443の5 氏名 榊山 幸矩 外190名</p> <p>2 請求書の提出 平成19年8月28日、榊山幸矩外192名から地方自治法(昭和22年法律第67号)以下「法」という。)第242条の規定する住民監査請求が提出されたが、平成19年9月18日に1名が、平成19年10月10日に1名が当該請求書を取り下げた。</p> <p>3 請求の要旨 本件請求の要旨は次のとおりであった(請求文の一部を省略)。</p> <p>第1 監査請求の趣旨</p> <p>1 平成18年度における、奈良県議会のすべての公派(自由民主党、新創NARA、民社党、日本共産党、県民クラブ、公明党、無所属・上松正弘、無所属・田中龍也)に対して支給された政務調査費2481万2909円(但し、支給額金額2635万円から残余額計153万7091円を差し引いた額)は全て違法に使用されたから、各会派に対して、各支給分全額の返還を求め、</p> <p>2 平成18年度において、すべての奈良県議会議員に対して支給された政務調査費1億3092万2220円(但し、支給額金額1億31175万円から</p>									

<p>残余额合計82万7780円を差し引いた額は全て憲法に使用され、各議員に対して、各支給が全額の返還を求め。</p> <p>第2 請求の理由</p> <p>1 政務調査費支出の違法性審査の基準とその適用</p> <p>(1) 政務調査費の透明性確保の要請</p> <p>ア 政務調査費の透明性に関する法の趣旨</p> <p>地方自治法の改正(平成12年法律89号)により、平成13年4月から、条例の定めに基づいて会派または議員に対する政務調査費を支給できることとなった。</p> <p>上記地方自治法の改正の趣旨は、地方議員の調査活動基盤の充実にこととまらず、政務調査費の使途の透明化という点にあった。それは以下の(ア)~(ウ)のような諸事情を見ても明らかである。</p> <p>(ア) 地方自治法の一部を改正する法律案の趣旨説明 (略)</p> <p>(イ) 自治省行政局行政課長通知 (略)</p> <p>(ウ) 地方制度調査会の答申 (略)</p> <p>イ 政務調査費の透明性確保の実現</p> <p>都道府県レベルでは、岩手県、宮城県、新潟県、長野県、鳥取県で政務調査費の支出に関する領収書の開示が無条件で実現している。また、10道府県での条件付での領収書開示が実現している。</p> <p>領収書の原則開示によって、政治活動の自由が支障が生じるといった具体的な問題は生じていない。</p> <p>(2) 政務調査費の目的、使途基準、議長長の調査権限、会計帳簿の整備等 (略)</p> <p>上記条例及び規程及び政務調査費の趣旨に照らすと、交付の趣旨及び使途基準に照らし、県政に関する調査研究に資すると認められない場合、当然、当該部分は違法支出として返還が求められると解すべきである。</p> <p>(3) 適法性審査基準</p> <p>上記のように法が政務調査費支出の透明性を求めており(透明性確保の必要性)、かつ、全面開示しても特段の支障がない(透明性確保/相容性)。したがって、政務調査費の支出の透明性確保の要請は重視されなければならぬ。</p>	<p>ばならない。</p> <p>さらに、本件条例その他の上記規程が、交付される政務調査費の使途基準を定めた上、会派に経理責任者を置くことや、会派及び議員に対し、収支報告書の提出、会計帳簿の調整と証憑書類の整理、保管の義務付、議長長の調査権を認めているのは、税金から支出される政務調査費の実際の使途が、上記使途基準に適合しており、県政に関する調査研究に資するため必要な経費として認められることを担保し、その透明性を確保する趣旨目的によるものと解される。</p> <p>したがって、収支報告書の収支の記載内容が、実際の政務調査費の支出内容と大幅に相違していたり、その支出内容が使途基準に適合しているかどうかを確認できないような場合は、収支報告書の作成を義務付けて政務調査費の適正な支出とその透明性を確保しようとしている上記各規定の趣旨目的を備わすものとはいえず、当該部分の支出は政務調査費の適正な支出とみとめることができず、これは法律上の原因を欠く不当利得として県に返還すべきである。</p> <p>(4) 上記適法性審査基準の適用と支出の違法</p> <p>奈良県議会各会派及び各議員に対して支給された政務調査費の収支報告書には証憑書類の添付がなく、収支報告書の収支の記載内容が、実際の政務調査費の支出内容と大幅に相違しているか否か、その支出内容が使途基準に適合しているか否かを確認することができない。</p> <p>したがって、収支報告書の作成を義務付けて政務調査費の適正な支出とその透明性を確保しようとしている条例及び規程の各条項の趣旨目的を備わすものとはいえず、当該部分の支出は政務調査費の適正な支出とみとめることができず、</p>	<p>(1) 調査研究費の支出</p> <p>ア 適法性の判断基準</p> <p>会派ないし議員が行う県の事務及び地方行政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費をいうから、①調査目的が、「県の事務及び地方行政に関する調査研究」という調査研究費の趣旨に適合すること、②上記の調査目的を踏まえ調査行程や調査方法が選定されていること。特に、海外調査については、「県の事務及び地方行政に関する調査研究」を行うために、国内調査では目的を達成することができず、海外にまで赴かなければならない高度の必要性が認められること、③調査ににおいて、県の事務及び地方行政に関して中身のある説明や質疑応答がないこと、④訪問調査が調査行程の主要な部分を占めていること、⑤調査費用が目的、効果との関係で高額でないこと、が必要である。</p> <p>イ 各論</p> <p>例えば、自民党は、1062万円を「県内調査旅費」に支出している。しかし、「県内調査」にこれほど多額の旅費を要するはずがなく、その額自体極めて不自然である。金額が極めて多額であることを考えると、実際は海外調査に充てられている疑い濃厚。海外調査については、上記①~⑤の要件を満たさざればならず、この要件がない限り違法である。また、菅野泰功議員は、調査研究費として車リース料とガソリン代を毎月10万5000円ずつ支出し、合計126万円(10万5000円×12=126万円)支出しているが、このような月々の定額支出は具体的な調査研究活動と関係なくなされるものと考えざるを得ないから、違法な支出と断ぜざるを得ない。</p> <p>神田雄平代議員も、調査研究費に189万円支出している。内訳として「学識経験者等への調査委託費」、「県外調査費」となっており、旅費・宿泊費も支出されているはずなのに支出額は極めて少なく不自然であり、額が他の議員と比べても多量に相まって、不適正支出の疑いがある。</p> <p>このほか上松正和議員も、調査研究費として140万6412円を支出しており、その内訳として「県内県外調査費」の他「カンパ代」を</p>
--	---	--

挙げている。具体的な調査研究活動と関係のない日常の走行に支出されたガソリン代を充てているなら違法支出である。

(2) 研修費

ア 適法性の判断基準

議員の「調査研究」に資するために必要な経費の一部 ためのものであり、研修費も、会派に対する場合は、「会派が行う研修会、講演会の実施に必要な経費並びに他団体が開催する研修会、講演会等への所属議員及び会派の雇用する議員の参加に必要な経費」であり（奈良県政務調査費の交付に関する規程5条別表1）、議員に対する場合、「団体等が開催する研修会、講演会等への議員及び議員の雇用する秘書等の参加に必要な経費」とされている。

したがって、例えば単に当該団体の会合で来賓として挨拶や活動報告するためだけに参加するとか、儀礼的な意味で参加するような場合に研修費を支出するならば、上記用途基準を逸脱した不適法な支出となる。

イ 各論

秋本登志編議員は、研修会参加費として82万1000円も支出している。通常、どのような団体の研修会であろうと、資料代を含む参加費に交通費、宿泊費を含めてもこれほどかかることはないと考えられる。多額になったのは、参加した回数が多数回に及ぶということなのか、他に原因があるのか疑問が残る。

(3) 会議費

ア 適法性の判断基準

会議費は「会派における各種会議に必要な経費」とされており、会議の目的や内容等についてそれ以上の限定はない。しかし、政務調査費は「議員の調査研究に資するために必要な経費の一部」を交付するものである。（地方自治法100条13項 奈良県政務調査費の交付に関する条例1条）。

したがって、会議費として支出できる経費としては、会派が実施する議案等の審議に関する会議、県政に関する施策等の検討会議、県民の県政に関する意見及び要望を吸収するための意見交換会議その他これらに

類する会議に必要な経費等に限定されるべきであって（阪本県政務調査費に係る留意事項 千葉県議会政務調査費使途基準など参照）、これとは無関係な単なる会派活動にまで会議費を支出するのは違法である。

また、議員に対する政務調査費のうち会議費は、「議員が行う地域住民の県政に関する要望、意見を吸収するための各種会議に必要な経費」を交付するものである（奈良県政務調査費の交付に関する規程5条、同規程別表2）。

したがって、これ以外の例えば当該議員の活動成果の報告を目的とするに過ぎないような県政報告会、議会活動報告会といった会議は、政務調査費から支出を許された会議費には当たらないというべきである。

イ 各論

新創NARAの会議費は108万8135円に上っており、他の会派や議員と比べても相当多額である。多数の支持者を集めて行う、選挙の決起集会や選挙を意識した議会報告会に関する費用の支出ならば、それは違法である。仮に必要な会議であっても場所が高額な高級ホテルなら不要な支出であるから違法である。

(4) 資料作成費

ア 適法性の判断基準

会派及び議員の政務調査費のうち、資料作成費は「議会審議に必要な資料」を作成するために要する経費に交付されるものである（奈良県政務調査費の交付に関する規程5条、同規程別表1及び別表2）。

したがって、単に会派や個々の議員の活動を県民に広報するために作成される資料に過ぎないものは、「議会審議に必要な資料」とは言い難く、このようなものまで資料作成費を支出することは許されないというべきである。

また、資料作成費の対象となった資料は、「議会審議に必要な」ものでなければならず、実際に議会審議に要しなかった資料は資料作成費の対象とならない。

イ 各論

各会派、各議員の資料作成費の内訳がまぶらかではないので、上記

一般論以上に何かを指摘することは難しい。

(5) 資料購入費

ア 適法性の判断基準

政務調査費は、「議員の調査研究に資するため必要な経費の一部」を交付するものであり、資料購入費も、会派や議員が行う「調査研究のために必要な図書、資料等の購入に必要な経費」を交付するものである（奈良県政務調査費の交付に関する規程5条別表1、2）。このような趣旨に照らせば、資料として支出できる経費としては、議会審議に必要な専門的知識を得るために書籍等の購入に限定されるべきであって、単に一般教養を高めたり日常的な情報収集活動を行ったりするための書籍等の購入まで資料購入費を支出することは許されない。

また、一般図書や雑誌、情報誌等は、一般市民が行う個人の日常的な情報収集活動の域を越えるものではない。

イ 各論

会派、議員とも雑誌や書籍、新聞の購入を資料購入費として支出している場合が多いが、これらの相当な部分は県政の関連性のない記事や記載で占められているものも多量と考えられる。県政と直接の関連性がなく、単に一般教養を高めるための書籍や雑誌は政務調査費の一環としての資料購入費とは言えず違法である。

また、新聞は通常議員ではない一般人も購読しているのが通常だから、新聞を読むことは一般に行う情報収集活動と異ならず調査研究活動とは言えない。したがって、新聞購読料の支出も違法である。

(6) 広報費

ア 適法性の判断の基準

広報費は、会派または議員が行う「議会活動及び県政に関する政策等の広報活動及び県政に関する政策等の広報活動」に要する経費」とされており（奈良県政務調査費の交付に関する規程5条別表1、2）、広報活動の目的や内容等についてそれ以上の限定はない。

しかし、「議員の調査研究に資するため必要な経費の一部」を交付するものであって、会派活動全般を助成するものではない。全国都道府県

議会議長も平成13年10月16日に作成した「政務調査費の使途の基本的な考え方について」で「議員が行う広報には、その内容に照らして大別すれば①住民の意見を聴取することを目的とするもの、②議会活動の成果等を報告するもの、③種類が考えられるが、政務調査活動という観点からは、住民の意見を議会活動に反映させることを目的としたものであるか否かを基本として判断されるべきものと考ええる。」とする。こうした考え方を踏まえるならば、県民の意思を収集、把握するための手段として広報活動を行うのであれどもかく、それとは無関係な一般的な広報活動にまで政務調査費を支出することを認めるのは、県費によって会派活動を助成することに他ならず、調査研究の費用を助成するという政務調査費の趣旨に反すると言わざるを得ない。

イ 各論

中村剛議員が広報費を624万円も計上しているのを始め、梶川慶二議員、山本保幸議員、吉川隆志議員は広報費が200万円を超えている。これらの議員の広報費の内訳は、広報紙(誌)、広報費、議会報告などの名称は様々であるが、これらはそのほとんどが、当該会派あるいは当該議員の活動報告で、端的に言えば宣伝広告費の性格が強いという疑いがある。広報費の支出額がこれほど多くない議員についても、単なる活動報告の広報のため支出している場合は政務調査費にあらず違法支出である。

ホームページの作成・管理費を広報費に上げているケースが多数あるが、議員のホームページは議員の政治姿勢や考え方、議会活動その他議員としての活動を広報宣伝するものがほとんどであり、県民の意思の収集、把握の手段として利用されているケースはほとんどない。したがって、ホームページに関する支出はそのほとんどが違法である。

(7) 事務所費

ア 適法性判断の基準

事務所費は、「議員が行う調査研究活動のために必要な、事務所の設置、管理に要する経費を支払うものであって、事務所を調査研究活動以外の活動に利用した場合の経費を政務調査費によって支払うことは許

されない。この点、「政務調査費の使途の基本的な考え方について」では、「議員の活動は、議会活動、政党活動、選挙活動等と浑然一体となっていることが多く、一つの活動が調査研究活動と他の議員活動の両面を有し、浑然一体となっていることが多く、そのため特に事務所費、人件費等の全額を政務調査費によって支払うことは不相当であり、各活動の実績に応じて扱って支払う必要がある。」とする。

したがって、事務所の設置、管理に要した経費について、調査研究活動に要した経費とそれ以外の活動に要した経費とを扱分することなく、その全額を政務調査費から支出することは、政務調査費の趣旨及び使途基準に適合せず違法である。また、両者を扱分して支出している場合であっても、政務調査費の使途の透明性を確保する観点から、扱分比率及び積算根拠を収支報告書に明記すべきである。

イ 各論

高柳忠夫議員、田口正議員が事務所の賃借料と光熱費で160万円以上支出している。事務所は、調査研究活動以外の他の活動すなわち議会活動、政党活動、選挙活動等にも使われるから、前者と後者を扱分して前者についてのみ事務所費が支出されるのでなければ、扱分比率を超えた部分が違法である。

また、自宅を事務所と兼ねている場合、たとえそれが借家であっても事務所借上料を支出することは認められない。個人の生活の場である自宅については、その賃料も当該個人が全額負担するのが当然だからである。

なお、国中憲治議員は「自治会費」を事務所費としてあげているが上記「基準」に照らしてもこれが「事務所費」に該当しないことは明らかである。

(8) 事務所費

ア 適法性判断の基準

「政務調査費の使途の基本的な考え方について」では、「議員の活動は、議会活動、政党活動、選挙活動等と多彩であり、一つの活動が調査研究活動と他の議員活動の両面を有し、浑然一体となっていることが多

く、そのため特に事務所費、人件費等の全額を政務調査費によって支払うことは不相当であり、各活動の実績に応じて扱分して支払う必要がある」との見解が示されている。

したがって、調査研究活動に要した経費とそれ以外の活動に要した経費とを扱分することなく、その全額を政務調査費から支出することは、政務調査費の趣旨及び使途基準に適合しない。両者を扱分して支出している場合であっても、政務調査費の使途の透明性を確保する観点から、扱分比率及び積算根拠を収支報告書に明記すべきである。

イ 各論

山本進幸議員が163万0915円、川口正議員が133万5645円、藤本昭広議員が130万4600円、田中雅允議員が123万5600円、それぞれ事務所に支出しており、これらは他の議員と比較しても多額である。前記のとおり、会派や議員の活動は調査研究活動に限られず、議会活動、政党活動、選挙活動等と多彩である以上、調査研究活動以外の他の活動に事務所費が用いられることも当然にある。そうだとすると、前者と後者を扱分して前者の部分についてのみ事務所費を支出するのでなければ、その部分が超えた金額は違法支出となる。

(9) 人件費

ア 適法性の判断基準

人件費は、あくまで会派が行う「調査研究を補助する職員」を雇用する経費を支払うものであって(奈良県政務調査費の交付に関する規程5条別表1及び2)、調査研究活動以外の活動に要した経費を政務調査費によって支払うことは許されない。

「政務調査費の使途の基本的な考え方について」では、「議員の活動は、議会活動、政党活動、選挙活動等と多彩であり、一つの活動が調査研究活動と他の議員活動の両面を有し、浑然一体となっていることが多く、そのため特に事務所費、人件費等の全額を政務調査費によって支払うことは不相当であり、各活動の実績に応じて扱分して支払う必要がある。」「事務所職員を政務調査活動に従事させた場合、調査研究に従事する平均時間、日数等で扱分する。」との見解が示されている。

<p>したがって、調査研究活動に要した経費とそれ以外の活動に要した経費とを按分することなく、その全額を政務調査費から支出することは、政務調査費の趣旨及び使途基準に適合しないと思われる。また、両者を按分して支出している場合であっても、政務調査費の使途の透明性を確保する観点から、按分比率及び積算根拠を収支報告書に明記すべきである。</p> <p>イ 各論</p> <p>(ア) 山下力議員は人件費のみに486万2130円を、吉田勝彦議員も人件費のみに400万3800円を計上し、2人とも他の項目は支出額がゼロである。しかし、政務調査を行ったのであれば、資料や情報収集のための調査研究費、研修費、資料購入費等が必要になるのが通常である。また、集めた資料や情報を分析したりまとめて記録するのに事務費や資料印刷費なども必要となる。したがって、人件費だけが極端に多く、他の支出がゼロというのはいかにも不自然であり、真実、政務調査のための人件費の支出かどうか極めて疑わしい。</p> <p>(イ) 上記2名の議員ほど極端ではないにしても、人件費の支出が多いのは、田尻匠議員(280万円)、国中憲治議員(251万円)、中野雅史議員(240万円) などとなっており、会派では民主党の246万2800円が最も多い。</p> <p>また、日本共産党の所属議員3名は、全て事務局員2名に対する人件費として各120万円を支出し、会派である日本共産党も事務局員2名に対する人件費として合計40万円を支出している。各議員及び会派である日本共産党が全体で2人を雇用し、この2名の給与として各議員120万円、会派40万円を負担している可能性があり、そうだとすると1人あたり年間200万円(120万円×3+40万円)÷2=200万円の給与を支給していたことになる。</p> <p>上記のように、人件費の支出が多い議員や会派は勿論、人件費の額自体は比較的少額であったとしても、被用者は調査研究活動のみ従事しているわけではなく、議会活動、政党活動、選挙活動等にも従事しているのが通常だから、調査研究活動とそれ以外の活動を按分して</p>	<p>人件費の支出をするのでない限り、本来の按分比率を越える部分は違法支出となる。</p> <p>3 奈良県の財政状況と政務調査費の支出</p> <p>(1) 1兆円に迫る奈良県地方債残高 (略)</p> <p>(2) 財源の減少 (略)</p> <p>(3) 奈良県の経常収支比率、公債費負担比率 (略)</p> <p>(4) 聖域なき抜本的な制度見直しの必要性 (略)</p> <p>(5) 10年で15億円以上の政務調査費 (略)</p> <p>(6) 財政難の中の政務調査費の使い方</p> <p>奈良県議会議員は、政治行政の問題を判断する知見を有する県民代表として、率先して財政改革のために努力すべき立場にある。上記のように奈良県が深刻な財政難にある以上、本来の使途基準を逸脱した支出が許されないことは勿論、県政との関連性が薄ければ、観光地を巡ることが中心の海外視察など費用対効果も希薄な、政務調査費の使い方は許されない。</p> <p>また、会議に費用のかかる高級ホテルを会議に使ったり、過度に高価な備品を購入したりすることも許されない。</p> <p>本件監査にあたってはこのような観点も必要である。</p> <p>4 個別外部監査契約に基づく監査の請求</p> <p>監査委員4名のうち2名は奈良県議会議員である。したがって、この2名の監査委員は監査対象となる事件に利害関係を有する者として、本件の監査をすることができない(地方自治法199条の2)。残り2名も、いままですべて一纏めに監査委員として仕事をしてきた議員を含む県議らの政務調査費の支出に関する監査であるから、気兼ねがないとはいえない。</p> <p>そこで、請求人らは、本件監査請求に関し、奈良県外部監査契約に基づく監査に関する条例3条5項に基づき、個別外部監査契約に基づく監査を実施することを求める。</p> <p>5 議員のみなさんへ(鮎足) (略)</p> <p>添付書類</p> <p>奈良県議会における、各会派の平成18年度政務調査に係る収支報告書</p> <p>奈良県議会における、各議員の平成18年度政務調査に係る収支報告書</p>	<p>県財政状況の公表</p> <p>奈良県財政の状況についてお知らせします(奈良県民より2007年8月号)</p> <p>経常収支比率</p> <p>公債費比率</p> <p>第2 請求の受理</p> <p>1 住民監査請求の請求人の資格について</p> <p>本件請求に係る請求人191名について、法第242条に規定する住民監査請求の請求人としての資格を有しているかどうかについて調査したところ、このうち2名は未成年者であることが判明した。</p> <p>住民監査請求を行うに当たっては、法律上の行為能力が認められるとされている。また、未成年者は行為能力を制限されており単独で有効な法律行為をなさないといわれている。したがって、未成年である2名は、住民監査請求の請求人の資格を欠いていることから、当該2名からの請求は法第242条第1項の住民監査請求として不適法である。</p> <p>2 住民監査請求の請求人の資格を有する189名の請求について</p> <p>(1) 住民監査請求の趣旨</p> <p>法第242条に規定する住民監査請求は、地方公共団体の職員の違法又は不当な財務会計上の行為若しくは怠る事実について、住民に、監査委員に付して、当該行為の防止・是正若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を求める権利を認めることにより地方公共団体の行政財の適正な運営を確保し、もって住民全体の利益を擁護することを目的とする制度である。</p> <p>そして、住民監査請求は住民一人からでもすることができるとされている反面、監査を求めることができる事項については、法第242条第1項において「違法若しくは不当な公金の支出、財産の取崩、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行その他の義務の負担、又は「違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実」(以下これらを行わない怠る事実を総称して「財務会計行為等」という。)にその対象が限定されている。</p>
---	--	--

<p>したがって、住民監査請求を行うためには、監査を求める財務会計行爲等を特定することが必要とされており、一定の期間にわたる財務会計行爲等を包括してこれを具体的に特定することなく、監査委員に網羅的、探索的な監査を求めるなどの機能を認められたものではないとされている。</p> <p>(2) 住民監査請求における財務会計行爲等の特定 住民監査請求の対象となる財務会計行爲等の特定について、最高裁判所は次のように判断している。</p> <p>「住民監査請求においては、対象となる当該行爲等を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというのではなく、当該行爲等を他の事項から区別して特定認識できるように個別に、具体的に摘示することを要する」(最高裁判所平成2年6月5日判決)</p> <p>「監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合しても、監査請求の対象が右の程度に具体的に摘示されていないと認められるときは、当該監査請求は、請求の特定を欠くものとして不適法であり、監査委員は右請求について監査をする義務を負わないものといわなければならない」(同上判決)</p> <p>本件住民監査請求書(以下「本件請求書」という。)中の第1の記述及び第2の1の3における「当該部会の支出は政務調査費の適正な支出とみとめることができないので、これは法律上の原因を欠く不当利得として県に返還すべきである。」という記述から、本件請求で監査が求められている財務会計行爲等は、「知事が平成18年度に県議会の各会派(以下単に「会派」という。)及び各県議会議員(以下単に「議員」という。)に対して交付した政務調査費について、交付を受けた会派及び議員による使途がすべて違法であり、知事は当該政務調査費全額に相当する額について不当利得返還請求しなければならないにもかかわらず、当該請求権の行使を違法又は不当に怠る事実」であると考えられる。</p> <p>このことから、本件請求において財務会計行爲等を特定するためには、どのような原因から不当利得返還請求権が発生しているのかについて、具体的な理由を示して指摘しなければならないと考えられる(以下「不当利得の原因の指摘」という。)</p> <p>請求人は本件請求書中の第2の1及び2において請求理由を主張していること</p>	<p>から、当該箇所の記載から、本件請求において「不当利得の原因の指摘」がなされているかどうかについて検討する。</p> <p>ア 「1 政務調査費支出の適法性審査の基準とその適用」について 請求人は「交付の趣旨及び使途基準」に照らし、県政に関する調査研究に資すると認められない場合、当然、当該部会は違法支出として返還が求められると解すべきである。」と主張し、当該認められない理由として単に「収支報告書には副連書類の添付がなく、収支報告書の収支の記載内容が、実際の政務調査費の支出内容と大幅に相違しているか否か、その支出内容が使途基準に適合しているか否かを確認できない」ことのみを主張することとなり、会派又は議員による平成18年度政務調査費の使用が「県政に関する調査研究に資すると認められない」ことについて個別、具体的な理由を示していないことから、本件部会の主張については「不当利得の原因の指摘」がなされているとは認められない。</p> <p>イ 「2 副連書類が提出された場合における適法性判断基準」について 請求人は、「(1)調査研究費から(9)人件費までの各項目(第5の5の2)で後述する使途項目に対応した項目」ごとに、それぞれ「ア 適法性の判断基準」を述べるとともに、平成18年度政務調査費の交付を受けた会派及び議員の使途について、特に目についた事例を「イ 各論」として指摘している。</p> <p>各項目の「ア 適法性の判断基準」については、その前段において「本件監査請求にみかかるとは認められない。……(中略)……次のような審査基準に基づいて、政務調査費の支出の適法性を審査すべきである。」として、政務調査費の使途について請求人の主張に基づく解釈を述べているものにつき、不当利得の原因の指摘、がなされているとは認められない。</p> <p>「イ 各論」は「1 政務調査費支出の適法性審査の基準とその適用」ですべての会派及び議員について包括的に主張し不当利得の原因に追加して、一部の会派又は議員について新たな不当利得の原因を主張していると認められる。</p> <p>しかし、そのほとんどは、平成18年度政務調査費の使途について事実に基づかない指摘又は疑念を述べ違法の可能性があることのみを提示しているにすぎないものであったり、平成18年度政務調査費の使途について添付書類から推認できる事実を述べないにすぎず、当該使途が違法であることの個別、</p>	<p>具体的な理由を示していないものであり、これをもって「不当利得の原因の指摘」がなされているとは認められない。(1)から(9)までの各項目について、請求人の個別の主張から「不当利得の原因の指摘」がなされているかどうかについては別表参照。</p> <p>ただし、「イ 各論」のうち次の部分については、当該部会で述べられている平成18年度政務調査費の使途が上記のような指摘又は疑念を述べているものではなく、また当該使途を違法とする理由を示す単に添付書類から推認できる事実を述べているものでもなく、請求人の主張する使途及び当該使途を違法とする理由が添付書類から一応説明されていると認められることから、「不当利得の原因の指摘」がなされていると認められる。</p> <p>(ウ) 「(5) 資料購入費」の「イ 各論」中の次の記述 「新聞は通常議員ではない一般人も購読しているのが通常だから、新聞を読むことは一般人の行う情報収集活動と異ならず調査研究活動とは言えない。したがって、新聞購読料の支出も違法である。」</p> <p>(エ) 「(6) 広報費」の「イ 各論」中の次の記述 「ホームページの作成・管理費を広報費に上げているケースが多数あるが、議員のホームページは議員の政治姿勢や考え、議会活動その他議員としての活動を広報宣伝するものかほとんどであり、県民の意思の収集、把握の手段として利用されているケースはほとんどない。したがって、ホームページに関する支出はそのほとんどが違法である。」</p> <p>(オ) 「(7) 事務経費」の「イ 各論」中の次の記述 「国中憲法議員は「自治会費」を事務経費としてあげているが、上記ア基準に照らしてもこれが「事務経費」に該当しないことは明らかである。」</p> <p>以上のことから、「平成18年度に政務調査費の交付を受けた各会派及び各議員のうち、当該政務調査費を新聞購読料、ホームページの作成・管理費又は自治会費に充当した会派及び議員に対して、知事が不当利得返還請求権の行使を違法又は不当に怠る事実があるかどうか」について監査を求める限度において、当該請求は法第242条第1項の住民監査請求として適法であるからこれを受理し、それ以外の請求については、これを却下する。</p>
---	---	--

第3 監査委員の除斥等

本件請求の監査において、岩田国夫監査委員は、監査の対象に關し直接の利害關係を有するため、法第199条の2の規定により本件監査から除斥した。また藤井守監査委員は、監査の対象に關し直接の利害關係を有するわけではないが、議員から選任された監査委員であり、監査の客観性及び公平性の確保の観点から本件請求の監査への関与を辞退したい旨の申出があり、当該申出を適当と認めため、本件監査には関与していない。

第4 知事によつて、本件請求については個別外部監査契約に基づき監査によることとしなかつた。
以下の理由により、本件請求については個別外部監査契約に基づき監査によることとしなかつた。
外部監査制度が設けられた趣旨は、地方公共団体に属さない外部の専門的な知識を有する者による監査を導入することにより、当該地方公共団体の監査機能の独立性・専門性を一層充実させ住民の信頼を高めることにあるが、この制度は監査委員制度と相反するものではなく、地方公共団体の適正な運営の確保という共通の目的に資する制度であり、両者がそれぞれの役割を十分に発揮することによって地方公共団体の監査機能全体が一層強化されることが期待されているものである。

本件請求の監査については、岩田国夫監査委員は除斥され、藤井守監査委員は特に監査の客観性及び公平性を確保するため本件請求の監査への関与を辞退したが、谷川正剛監査委員及び南田昭典監査委員については、特にこのような事情を有するものではない。また、本件請求は、県が法令に基づいて会派及び議員に交付した平成18年度政務調査費の使途に関するものであり、その内容からみて、通常の財務事務の監査と異なるところはなく、特に専門的な知識や技術等を必要とするものではないことから、特に監査委員に代わる外部の者による判断を必要とする事案ではない。

したがって、本件監査については、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づき監査によることが相当と認められない。

第5 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述
平成19年9月19日、法第242条第6項の規定により、証拠の提出及び陳述

の機会を設けた。これに対し、請求人から新たな証拠の提出及び請求内容の補足説明があつた。

2 監査対象事項
平成18年度政務調査費の交付を受けた各会派及び各議員のうち、当該政務調査費を新聞購読料、ホームページの作成・管理費又は自治会費に充当した会派及び議員についてはその使途が違法であり、これらの違法な使途を除けば当該政務調査費に残存するとして、当該会派及び議員に対して知事が当該残余相当額を不当利得返還請求しなければならないにもかかわらず、当該請求権の行使を違法又は不当に怠る事実があるかどうかについて監査を実施した。

3 監査対象部局
奈良県議会議事局
4 監査対象部局の陳述の聴取等
議事事務局に対して、平成19年9月12日に監査の執行について通知するとともに、監査資料の提出を求めた。

議事事務局から、同月19日に監査資料の提出を受け、同月26日に陳述を聴取した。
なお、議事事務局は平成19年10月1日から12日まで各会派及び議員の協力を得て、平成18年度政務調査費の自主検査（以下単に「自主検査」という。）を行つた。議事事務局から、同月17日に自主検査の結果について報告があつたので、同月19日に当該報告の内容について陳述を聴取した。

5 監査資料及び監査対象部局の陳述等から確認した事実
(1) 本県の政務調査費制度の概要
法第100条第13項及び第14項の規定に基づき、本県では「奈良県政務調査費の交付に関する条例」（平成13年3月奈良県条例第42号、以下単に「条例」という。）を制定して政務調査費を交付している。

また、条例第1条は「この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に關し必要な事項は、議長が定める。」と規定しており、議長はこれに基づき「奈良県政務調査費の交付に関する規程」（平成13年3月奈良県議会議程第1号、以下単に「規程」という。）を制定している。

なお、条例及び規程は、政務調査費の交付の目的及び対象、額、交付の方法

収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）等について規定している。

(2) 政務調査費の使途
条例第9条で「会派及び議員は、政務調査費を議決別に定める使途基準に従い使用しなければならない」と規定されている。
条例第9条の使途基準については、規程第5条により、会派に係る政務調査費については別表第1、議員に係る政務調査費については別表第2において、それぞれ調査研究費、研修費、会費、資料作成費、資料購入費、広報費、事務費、事務費及び人件費の9項目（以下「使途項目」という。）及び使途項目ごとのその使途の内容を定めている。

(3) 平成18年度政務調査費（会派に係るもの）に係る会計処理
平成18年度の会派に係る政務調査費については、平成18年4月5日に7会派に対して、合計27,000,000円の支出負担行為及び交付決定が行われたが、その後新たな会派の結成及び会派の所属議員数の異動に伴い、平成18年6月19日、平成18年11月1日及び同月17日の3回、支出負担行為の変更及び変更交付決定が行われ、変更後の交付額は8会派に対して合計26,350,000円であつた。

上記交付額は、平成18年4月19日、平成18年7月12日、平成18年10月11日及び平成19年1月10日の4回に分けて、各四半期が支出（会派に交付）された。

8会派から提出のあつた収支報告書に基づき、平成19年5月11日に精算（交付額を24,812,909円に確定）が行われ、残余があつた6会派から残余相当額合計1,537,091円の返還（戻入）が行われた。

なお、平成19年10月1日に1会派の収支報告書を修正したことから、同月11日に再度精算（交付額を23,593,440円に確定）が行われ、同月25日に同会派から残余相当額1,219,469円の返還があつた。

(4) 平成18年度政務調査費（議員に係るもの）に係る会計処理
平成18年度の議員に係る政務調査費については、平成18年4月5日に45議員に対して、合計135,000,000円の支出負担行為及び交付決定が行われたが、その後死亡により2名が議員でなくなつたことに伴い、平成18年6月19日及び平成18年11月17日の2回、支出負担行為の変更及び変更交付

<p>決定が行われ、変更後の交付額は45議員に対して合計131,750,000円であった。</p> <p>上記交付額は、平成18年4月19日、平成18年7月12日、平成18年10月11日及び平成19年1月10日の4回に分けて、各四半期が支出（議員に交付）された。</p> <p>45議員から提出のあった収支報告書に基づき、平成18年7月10日、平成18年12月13日、平成19年5月11日に精算（交付額を130,922,220円に確定）が行われ、残額があった2議員から残余相当額合計827,780円の返還（戻入）が行われた。</p> <p>(5) 平成18年度政務調査費の使途に係る議会事務局の審査等 会派及び議員から政務調査費の収支報告書の提出があった場合、議会事務局は収支報告書の「支出額」欄に記載された金額及び備考欄に記載された「主たる支出の内訳」について、これが規程第5条別表第1及び別表第2の使途基準に記載されている内容に抵触していないかどうかについて書類上のチェックをしており、必要に応じて会派又は議員からの説明を求めている。</p> <p>また、議会事務局が平成19年10月1日から12日まで平成18年度政務調査費について自主検査を行ったが、その間任意に2会派及び6議員が収支報告書の修正を行った。このうち1会派については、新たに残額が発生したので、第5の5の3で前述したとおり、同会派から残余相当額の返還があった。</p> <p>(6) 本件請求において違法性が指摘されている平成18年度政務調査費の使途の内容について</p> <p>ア 平成18年度政務調査費の新聞購読料への充当について 平成18年度政務調査費について、各会派及び各議員から提出された収支報告書（以下「平成18年度収支報告書」という。）の備考欄に記載された「主たる支出の内訳」から、8会派中2会派、45議員中34議員が新聞購読料を資料購入費から充当していた。</p> <p>イ 平成18年度政務調査費のホームページの作成・管理費への充当について 平成18年度収支報告書の備考欄に記載された「主たる支出の内訳」から、8会派中1会派、45議員中17議員がホームページの作成・管理費を広報費から充当していた。</p>	<p>ウ 平成18年度政務調査費の自治会費への充当について 平成18年度収支報告書の備考欄に記載された「主たる支出の内訳」から、45議員中1議員が自治会費を事務所費から充当していた。</p> <p>第6 監査結果 本件請求の監査結果は、次のとおり決定した。</p> <p>本件請求のうち第2において適法であるとして受理した請求については、理由のないものとして棄却する。</p> <p>以下、その理由について述べる。</p> <p>1 平成18年度政務調査費の新聞購読料への充当について 請求人は「新聞は通常議員ではない一般人も購読しているのが通常だから、新聞を読むことは一般人の行う情報収集活動と異ならず調査研究活動とは言えない」と主張しているが、政務調査費の使途は個別別、具体的な政治活動と直接的な関連性を有する事項の調査研究活動に使用される必要はなく、議員としての政治活動全般に必要な広範な知識を得るための調査研究活動に使用されるものであれば足りるのであって、一般人も購読しているという事実のみをもって調査研究活動とは言えないと断定することはできない。</p> <p>「資料購入費」を新聞購読料に充当できることは規程第5条別表第1及び第2に明記されており、また日刊の全国紙及び地方紙の購読については過去の裁判断例においても議員としての調査研究活動に必要な費用であると認められている（青森地方裁判所平成18年10月20日判決、青森地方裁判所平成19年5月25日判決参照）ことから、使途が適法であるとする請求人の主張には理由がない。</p> <p>2 平成18年度政務調査費のホームページの作成・管理費への充当について 請求人は「ホームページの作成・管理費」について「議員の政治姿勢や考え、議会活動その他議員としての活動を広報宣伝するものがほとんどであり、県民の意思の収集、把握の手段として利用されているケースがほとんどない。従って、ホームページに関する支出はそのほとんどが適法である。」と主張している。</p> <p>しかしながら、東京高等裁判所平成16年4月14日判決は、政務調査費から充当できる広報費の範囲について「県議会において、県民の意思を適正に反映させることは必要不可欠であり、県民の意思を収集、把握することは議員の調査研究の一つとして重要であるところ、議会活動及び県政に関する政策等を県民に知らせるこ</p>	<p>とは、県政に対する県民の意思を的確に収集、把握するための前提として意義を有するものといえることができ」「広報費は、調査研究に直接用いられる費用ではないとしても、上記の意味において、調査研究に有益な費用といえることができる。」と判示している。</p> <p>したがって、ホームページの内容が「議員の政治姿勢や考え、議会活動その他議員としての活動を広報宣伝するもの」であったとしても、当該ホームページの作成・管理費は、県政に対する県民の意思を的確に収集、把握するための前提として調査研究に有益な費用といえることから、使途が適法であるとする請求人の主張には理由がない。</p> <p>3 平成18年度政務調査費の自治会費への充当について 平成18年度収支報告書の「事務所費」の備考欄に「自治会費」と記載している議員については、議会事務局の自主検査において、当該自治会費は自宅に係るものではなく、政務調査活動のための事務所を設置するに当たって、当該事務所所在地の自治会に対して負担している自治会費であって、その内容は町長や町長管理に要するいはは共益的な費用について応分の負担をしているものであることが、確認されている。</p> <p>したがって、当該自治会費は当該事務所管理に要する経費であって、使途基準に適合していると認められることから、使途が適法であるとする請求人の主張には理由がない。</p> <p>4 平成18年度政務調査費に係る財務会計処理について 平成18年度政務調査費について、議会事務局が行った財務会計処理を調査したところ、地方自治法、奈良県議会規則等の関係法令に基づいて適正に処理されており、違法又は不当な点は認められなかった。</p> <p>第7 意見 監査の結果は上記のとおりであるが、監査委員としての意見を次のとおり付記する。政務調査費は平成12年の地方自治法改正により法制化されたものであるが、「地方自治法の一部を改正する法律の起草案趣旨説明」によるとその趣旨は、地方公団の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行により、地方公団団体の自己決定権や自己責任が拡大し、地方議会が担う役割がますます重要なものとなっていた状況を踏まえて、議会の審議能力を強化し、議員の調査活動基盤の充実を図るとも</p>
---	---	--

に、併せて、情報公開を促進する観点から政務調査費の使途の透明性を確保することであった。

上記地方自治法改正が平成13年4月1日から施行されるに当たって、自治省行政局行政課長から各都道府県総務部長及び議会事務局長あてに留意事項が通知（平成12年5月31日自治行第32号「地方自治法の一部を改正する法律の施行について」）されているが、この通知中においても「政務調査費については、情報公開を促進し、その使途の透明性を確保することも重要であるとされていることから、条例の制定にあたっては、例えば、政務調査費に係る収入及び支出の報告書等の書類を情報公開や閲覧の対象とすることを検討するなど透明性の確保に十分意を用いること」とされている。

また、近年地方議会議員の政務調査費の使途について他の地方公共団体でも住民監査請求や住民訴訟が行われ、政務調査費の情報公開の促進、使途の透明性の確保を求める世論が高まっている。

については、議会において以下の事項について検討を進められたい。

1 政務調査費の使途基準のより一層の明確化、具体化

政務調査費の使途基準については規程第5条別表第1及び別表第2に定められているが、使途項目が「調査研究費」から「人件費」までの9項目にわたり、使途の内容も一般的、包括的にしか規定されていないことから、使途基準に加えて議会事務局が作成した「政務調査費の使途についての考え方」が示されていることを考慮しても、会派又は議員が行う政務調査費からの具体的な支出内容が使途基準に適合しているかどうかを明確に判断することが困難な場合もあり得るところである。そこで例えば使途基準の運用を解説したマニュアル、ガイドライン等を作成する等政務調査費の使途基準のより一層の明確化、具体化に取り組まれたい。

2 政務調査費の使途に係る審査の充実

政務調査費の使途の審査については、必要に応じて会計帳簿及び証拠書類の提出を求める等審査の充実を図られたい。

3 政務調査費の使途の透明性の確保及び情報公開の促進

近年他の地方公共団体においては、政務調査費の情報公開を促進し、使途の透明性を確保するための取組を行っている団体が増加する傾向にある。本県においても、政務調査費からのすべての支出について、領収書等証拠書類を

政務調査費の収支報告書に添付し、さらに一般に閲覧の対象とするなど政務調査費の使途の透明性の確保及び情報公開の促進のための取組を進められたい。

終わりに、政務調査費の交付を受けた会派及び議員にあっては、その透明性・情報公開を求める世論が高まっていることを踏まえ、政務調査費を活用して行われる調査研究活動に対する県民の付託に十分こたえ、政務調査費の適正な執行及び透明性の確保に特段の努力を望むものである。

別表 本件請求書中第2の2の(1)から(9)までの「イ 各論」における不当利得の原因の指摘の有無

項目	請求人の主張（本件請求書の原文のまま）	不当利得の原因の指摘の有無	不当利得の原因が指摘されていない理由
(1)調査研究費	例えば、自民党は、1062万円を「県内調査旅費」に支出している。しかし、「県内調査」にこれほど多額の旅費を要するはずはなく、その額自体極めて不自然である。金額が極めて多額であることを考えると、実際は海外調査に充てられている疑いが濃い。海外調査については、上記の要件を満たす必要があり、この要件がない限り違法である。	無	収支報告書の備考欄に記載されるのは「主たる支出の内訳」であって、10,620,000円全額が「県内調査旅費」に充てられたと断定することはできない。 「調査研究費」の金額が主観的に多額であることのみをもって、「不自然である」「実際は海外調査に充てられている疑いが濃い」と臆測し、疑念を述べているにすぎない。 請求人が調査研究費について提示する - の要件はあくまでも請求人の主観である。
(1)調査研究費	また、菅野泰功議員は、調査研究費として車リース料とガソリン代を毎月10万5000円ずつ支出し、合計126万円（10万5000円×12＝126万円）支出しているが、このような月々の定額支出は具体的な調査研究活動と関係なくされるものと考えざるを得ないから、違法な支出と断せざるをえない。	無	「月々の定額支出」であることのみをもって、「具体的な調査研究活動と関係なくされるものと考えざるを得ない」と断定しており、臆測を述べているにすぎない。 なお当該議員は、平成19年10月2日に収支報告書を修正し、車リース料として毎月60,000円合計720,000円を政務調査費から充当し、ガソリン代については政務調査費から充当しないこととした。

項目	請求人の主張（本件請求書の原文のまま）	不当利得の原因の指摘の有無	不当利得の原因が指摘されていない理由
(1)調査研究費	神田加津代議員も、調査研究費に189万円も支出している。内訳として「学識経験者等への調査委託費」、「県外調査費」となっており、旅費・宿泊費も支出されているはずであるのに支出額に端数がなく不自然であり、額が他の議員と比べても多いことも相まって、不適正支出の疑いがある。	無	「旅費・宿泊費も支出されているはず」と徳測を述べているにすぎず、仮に県外調査に旅費・宿泊費を要したとしても、これに平成18年度政務調査費を充てず県外調査を行うことは可能である。 「端数がなく不自然であり、額が他の議員と比べても多いことも相まって、不適正支出の疑いがある。」と疑念を述べているにすぎない。
(1)調査研究費	このほか上松正知議員も、調査研究費として140万6412円を支出しており、その内訳として「県内県外調査費」の他「ガソリン代」を挙げている。具体的な調査研究活動と関係のない日常の走行に支出されたガソリン代を充てているなら違法支出である。	無	「日常の走行に支出されたガソリン代を充てているなら」と仮定を述べているにすぎない。
(2)研修費	秋本登志嗣議員は、研修会参加費として82万1000円も支出している。通常どのような団体の研修会であろうと、資料代を含む参加費に交通費、宿泊費を含めてもこれほどかかることはないと考えられる。多額になったのは、参加した回数が多数回に及ぶということなのか、他に原因があるのか疑問が残る。	無	「研修費」を使用して研修会に参加するに当たっては議員だけでなく議員の雇用する秘書等の参加も認められており、また参加回数も制限されているものではないことから、「多額」という主張は主観に基づくものにすぎない。 「研修費」の金額が主観的に多額であることのみをもって、「参加した回数が多数回に及ぶということなのか、他に原因があるということなのか疑問が残る」と疑念を述べているにすぎない。 なお当該議員は平成19年10月1日に収支報告書を修正し、研修費からの支出を221,000円に訂正した。

項目	請求人の主張（本件請求書の原文のまま）	不当利得の原因の指摘の有無	不当利得の原因が指摘されていない理由
(3)会議費	新創NARAの会議費は108万8135円に上っており、他の会派や議員と比べても相当多額である。多数の支持者を集めて行う、選挙の決起集会や選挙を意識した議会報告会に関する費用の支出ならば、それは違法である。仮に必要な会議であっても場所が高額な高級ホテルなら不要な支出であるから違法である。	無	「多数の支持者を集めて行う、選挙の決起集会や選挙を意識した議会報告会に関する費用の支出ならば」と仮定を述べているにすぎない。 「仮に必要な会議であっても場所が高額な高級ホテルなら」と仮定を述べているにすぎない。 「高級ホテル」の定義が明らかでなく、請求人のいう「高級ホテル」であったからといって、必ずしも使途が違法とはいえない。 なお平成19年10月1日に当該会派は収支報告書を修正し、会議費からの支出を522,186円に訂正した。
(4)資料作成費	各会派、各議員の資料作成費の内訳がつかまびらかでないので、上記一般論以上に何かを指摘することは難しい。	無	何ら指摘されていない。
(5)資料購入費	会派、議員とも雑誌や書籍、新聞の購入を資料購入費として支出している場合が多いが、これらの相当な部分は県政と関連性のない記事や記載で占められているものも多いと考えられる。県政と直接の関連性がなく、単に一般教養を高めるための書籍や雑誌は政務調査費の一環としての資料購入費とは言えず違法である。	無	「これらの相当な部分は県政と関連性のない記事や記載で占められているものも多いと考えられる。」と徳測を述べた上で、「県政と直接の関連性がなく、単に一般教養を高めるための書籍や雑誌は政務調査費の一環としての資料購入費とは言えず違法である」と単に当然の解釈論を述べているにすぎない。

項目	請求人の主張（本件請求書の原文のまま）	不当利得の原因の指摘の有無	不当利得の原因が指摘されていない理由
(5)資料購入費	また、新聞は通常議員ではない一般人も購読しているのが通常だから、新聞を読むことは一般人の行う情報収集活動と異ならず調査研究活動とは言えない。したがって、新聞購読料の支出も違法である。	有	
(6)広報費	中村昭議員が広報費を624万円も計上しているのを始め、梶川虎二議員、山本保幸議員、吉川隆志議員は広報費が200万円を超えている。これらの議員の広報費の内訳は、広報紙（誌）、広報費、議会報告などの名称は様々であるが、これらはそのほとんどが、当該会派あるいは当該議員の活動報告で、端的に言えば宣伝広告費の性格が強いという疑いがある。広報費の支出額がそれほど多くない議員についても、単なる活動報告の広報のため支出している場合は政務調査費にあらず違法支出である。	無	「広報費」の金額が他の会派や議員と比べて多額であることのみをもって、「そのほとんどが、当該会派あるいは当該議員の活動報告で、端的に言えば宣伝広告費の性格が強い」と疑念を述べているにすぎない。 「広報費の支出額がそれほど多くない議員についての主張についても、「単なる活動報告の広報のため支出している場合は」と仮定を述べているにすぎない。
(6)広報費	ホームページの作成・管理費を広報費に上げているケースが多数あるが、議員のホームページは議員の政治姿勢や考え、議会活動その他議員としての活動を広報宣伝するものがほとんどであり、県民の意思の収集、把握の手段として利用されているケースはほとんどない。したがって、ホームページに関する支出はそのほとんどが違法である。	有	

項目	請求人の主張（本件請求書の原文のまま）	不当利得の原因の指摘の有無	不当利得の原因が指摘されていない理由
(7)事務所費	高柳忠夫議員、田尻匠議員が事務所の賃借料と光熱費で160万円以上支出している。事務所は、調査研究活動以外の他の活動すなわち議会活動、政党活動、選挙活動等にも使われるから、前者と後者を按分して前者についてのみ事務所費が支出されるのでなければ、按分比率を超えた部分は違法である。	無	「事務所は、調査研究活動以外の他の活動すなわち議会活動、政党活動、選挙活動等にも使われる」と断定しており、憶測を述べているにすぎない。 「前者と後者を按分して前者についてのみ事務所費が支出されるのでなければ」と仮定を述べているにすぎない。 事務所費が調査研究活動だけに使用されている場合は按分する必要はないはずであって、「前者と後者を按分して前者についてのみ事務所費が支出されるのでなければ...違法である。」という主張は請求人の主観に基づくものにすぎない。
(7)事務所費	また、自宅を事務所と兼ねている場合、たとえそれが借家であっても事務所借上料を支出することは認められない。個人の生活の場である自宅については、その賃料も当該個人が全額負担するのが当然だからである。	無	「自宅を事務所と兼ねている場合」と仮定を述べたうえで、「個人の生活の場である自宅については、その賃料も当該個人が全額負担するのが当然」と単に当然の解釈論を述べているにすぎない。
(7)事務所費	なお、国中憲治議員は「自治会費」を事務所費としてあげているが、上記A基準に照らしてもこれが「事務所費」に該当しないことは明らかである。	有	

項目	請求人の主張（本件請求書の原文のまま）	不当利得の原因の指摘の有無	不当利得の原因が指摘されていない理由
(8)事務所費	山本進章議員が163万0915円、川口正志議員が133万5645円、藤本昭広議員が130万4600円、田中惟允議員が123万5600円、それぞれ事務所費に支出しており、これらは他の議員と比較しても多額である。前記のとおり、会派や議員の活動は調査研究活動に限られず、議会活動、政党活動、選挙活動等と多彩である以上、調査研究活動以外の他の活動に事務所費が用いられることも当然にある。そうだとすると、前者と後者を按分して前者の部分についてのみ事務所費を支出するのだから、その部分を超えた金額は違法支出となる。	無	4議員の「事務所費」について、他の議員に比べて多額であるという事実を述べた上、「調査研究活動以外の他の活動に事務所費が用いられることも当然にある」と憶測を述べているにすぎない。 「前者と後者を按分して前者の部分についてのみ事務所費を支出されるのでなければ」と仮定を述べているにすぎない。 事務所費が調査研究活動だけに使用されている場合は按分する必要はないはずであって、「前者と後者を按分して前者の部分についてのみ事務所費が支出されるのでなければ...違法支出となる。」という主張は請求人の主観に基づくものにすぎない。
(9)人件費	山下力議員は人件費のみに486万2130円を、吉田勝亮議員も人件費のみに400万3800円を計上し、2人とも他の項目は支出額がゼロである。しかし、政務調査を行ったのであれば、資料や情報収集のための調査研究費、研修費、資料購入費等が必要になるのが通常である。また、集めた資料や情報を分析したりまとめて記録するのに事務所費や資料作成費なども必要となる。したがって、人件費だけが極端に多く、他の支出がゼロというのはいかにも不自然であり、真実、政務調査のための人件費の支出かどうか極めて疑わしい。	無	「人件費だけが極端に多く、他の支出がゼロというのはいかにも不自然であり、真実、政務調査のための人件費の支出かどうか極めて疑わしい。」と疑念を述べているにすぎない。 仮に調査研究活動に人件費以外の経費を要したとしても、これに政務調査費を充てずに調査研究活動を行うことは可能である。

項目	請求人の主張（本件請求書の原文のまま）	不当利得の原因の指摘の有無	不当利得の原因が指摘されていない理由
(9)人件費	上記2名の議員ほど極端ではないにしても、人件費の支出が多いのは、田尻匠議員（280万円）、国中憲治議員（251万円）、中野雅史議員（240万円）などとなっており、会派では民主党の246万2800円が最も多い。	無	3議員及び1会派の「人件費」の使用が主観的に多額であることを述べているにすぎない。
(9)人件費	また、日本共産党の所属議員3名は、全て事務局員2名に対する人件費として各120万円を支出し、会派である日本共産党も事務局員2名に対する人件費として合計40万円を支出している。各議員及び会派である日本共産党が全体で2人を雇用し、この2名の給与として各議員120万円、会派40万円を負担している可能性があり、そうだとすると1人あたり年間200万円 $\{ (120万円 \times 3 + 40万円) \div 2 = 200万円 \}$ の給与を支給していたことになる。	無	1会派及び同会派所属議員3名が、共通する職員2名の人件費を按分して、平成18年度政務調査費を充てた可能性があることを述べているにすぎない。
(9)人件費	上記のように、人件費の支出が多い議員や会派は勿論、人件費の額自体は比較的少額であったとしても、被用者は調査研究活動にのみ従事しているわけではなく、議員活動、政党活動、選挙活動等にも従事しているのが通常だから、調査研究活動とそれ以外の活動を按分して、人件費の支出をするのでない限り、本来の按分比率を超える部分は違法支出となる。	無	「被用者は調査研究活動にのみ従事しているわけではなく、議員活動、政党活動、選挙活動等にも従事しているのが通常だ」と断定しており、憶測を述べているにすぎない。 「調査研究活動とそれ以外の活動を按分して、人件費の支出をするのでない限り」と仮定を述べているにすぎない。 人件費が調査研究活動だけに使用されている場合は按分する必要はないはずであって、「調査研究活動とそれ以外の活動を按分して、人件費の支出をするのでない限り...違法支出となる。」という主張は請求人の主観に基づくものにすぎない。

労働委員会公告

労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第四条の規定により、奈良労働委員会あつせん員候補者の氏名、履歴等を次のとおり公告する。

平成十九年十一月六日

奈良労働委員会

会長 佐藤 公一

奈良県労働委員会あつせん員候補者名簿

平成19年10月25日現在

氏名	現職(元職)	所属	委嘱年月日	備考
佐藤 公一	労働委員会会長	大阪学院大学大学院法学研究科長	平 9.12.4	
南川 瑞弘	労働委員会会長代理	近畿大学法科大学院教授	平 9.12.4	
下村 敏博	労働委員会公益委員	労働委員会公益委員	平 9.12.4	
西谷 敏敏	労働委員会公益委員	(財) 建研が奈良支援財団常務理事	平 1.3.5.24	
川合 紀子	労働委員会公益委員	日本労働組合総連合会事務局次長	平 1.5.6.1	
森本 哲次	労働委員会労働者委員	日本労働組合総連合会事務局次長	平 9.12.4	
杉本 敏範	労働委員会労働者委員	日本労働組合総連合会事務局次長	平 1.3.12.12	
小山 淳二	労働委員会労働者委員	シャープ労働組合奈良支部執行委員長	平 1.3.12.12	
八伏 勝彦	労働委員会労働者委員	奈良交通労働組合執行委員長	平 1.4.10.1	
竹平 均	労働委員会労働者委員	奈良教職員組合執行委員長	平 1.9.6.28	
井村 達男	労働委員会労働者委員	朝日ムラ封筒代表取締役会長	平 1.3.5.24	
中村 憲児	労働委員会労働者委員	奈良交通(株)代表取締役社長	平 1.3.12.12	
細谷 正祥	労働委員会労働者委員	(株) 呉竹取締役会長	平 1.6.1.8	
中尾 征夫	労働委員会労働者委員	奈良県障害者協会専務理事	平 1.7.6.23	
上田 洋一	労働委員会労働者委員	(株) 花小路代表取締役社長	平 1.8.1.11	
所橋 涉	労働委員会労働者委員	労働委員会事務局次長	平 1.9.4.26	
宮下 保仁	労働委員会労働者委員	労働委員会事務局次長	平 1.8.4.27	
吉岡 伸直	労働委員会労働者委員	労働委員会事務局調整課長	平 1.9.10.25	

正誤

平成十八年五月十二日付け奈良県公報第七百六十八号正誤表

二	上	十二	吉川 裕司	吉川 裕司
六	段	行	誤	正

【定価】 一か月 三千五百円 一部売り 一枚につき四十六円(共に送料別)

発行 奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二一三二一〇(代)

印刷 株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二三五七七(代)

本誌は再生紙を使用しています。